

○ 独占禁止法第70条の9(課徴金納付の督促、滞納処分)について

ア 延滞金の賦課要件

改正前の課徴金の延滞金は、督促をしたときに納期限の翌日から延滞金が発生することとなっていた(旧法第64条の2第2項)が、一般の行政法令において、督促の有無に拘らず、納期限までに納付がなかったときは延滞金が発生することを規定する立法例(注1)が存在していることから、これらにならって、延滞金支払いの法的義務は、督促の有無に拘らず、納期限の経過により生ずるものとし、強制徴収を行う場合には督促を要するという整理とした。

(注1) 電気通信事業法に基づく負担金の納付に係る延滞金、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく補助金等の返還に係る延滞金等。

イ 延滞金の率

国税の例(一定の場合に、延滞税の2分の1に相当する金額を免除することとされている。)を参考として、濫訴的な審判請求を抑止すると同時に、被審人の争う権利を保護する観点から、審判手続の期間における課徴金の延滞金の率については、旧法第64条の2第2項に定める延滞金の率(=年14.5パーセント)の2分の1である年7.25パーセント以下とされた。

ただし、…延滞金の率については、政令において、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントを加算した割合)が年7.25パーセントに満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とすることとされている。

(諏訪園貞明編著『平成17年改正独占禁止法』(商事法務、2005年)144頁)

独占禁止法

第七十条の九 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 略

3 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、当該課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合(当該課徴金に係る納付命令について審判請求がされたときは、当該審判請求に対する審決書の謄本の送達の日までは年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合)で計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

4 以下略

課徴金に係る延滞金について

○ 金融商品取引法律第185条の14(課徴金納付の督促、滞納処分)について

課徴金の納付期限は、課徴金納付命令の原因となった事実について刑事裁判が係属中である場合等を除き、原則として、課徴金納付命令の決定書の謄本が発せられた日から2ヶ月を経過した日となる。納付期限までに課徴金の納付がなされない場合、内閣総理大臣は納付の督促を行わなければならない。

本条1項に従って督促がなされた場合には、納付期限の翌日から納付の日まで年率14.5%の延滞金を徴収することができる。

(神田秀樹＝黒沼悦郎＝松尾直彦編著『金融商品取引法コンメンタール4』(商事法務、2011年)436～437頁)

金融商品取引法

第百八十五条の十四 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 略

公認会計士法

第三十四条の五十九 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 略

課徴金に係る延滞金について

(参考1) 国税通則法第63条(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)第4項及び同法第105条(不服申立てと国税の徴収)との関係

(国税通則法第63条第4項)

第4項の規定は、国税に関する法律の規定による徴収を猶予された国税の延滞税につき年7.3%を超える部分について免除するものである。

年14.6%の加重延滞税は、早期納付を間接的に強制するものとして課されるものである。他方、徴収の猶予は、後述の更正の請求等一定の請求、申請等がされた場合において、税務署長等が相当の理由があると認めたときに、その請求等に対する処分がされるまでの間、その徴収を猶予するものである。

そこで、この免除は、一方で徴収を猶予しながら、他方で早期納付を強制するというのは、矛盾が生じるという問題があるので、加重延滞税の半分を免除し、通常の延滞税の部分のみとしたものである。

免除期間の終期は、更正の請求等に対する処分がされた場合にはその処分の日(取下げの場合には取下げの日)であるが徴収の猶予の取消しがされた場合にはその取消しの日となる。

なお、現行法上、徴収が猶予される場合としては、次のものがある。

- ① 更正の請求がされた場合(法23条5項)
- ② 不服申立てがされた場合(法105条2項、4項)
- ③ 予定納税の減額申請がされた場合(所得税法118条)
- ④ 所得税について、延払条件付譲渡に係る延納の申請がされた場合(所得税法133条5項)
- ⑤ 相続税又は贈与税について延納の申請がされた場合(相続税法40条1項)
- ⑥ 相続税について物納申請がされた場合(相続税法42条29項)

(荒井勇代表編著『国税通則法精解』(大蔵財務協会、2010年)675頁)

課徴金に係る延滞金について

(国税通則法第105条)

不服申立てがあった場合に、これにより直ちに原処分の執行を停止することとするならば、行政の運営を不当に阻害する結果となるおそれがあるであろう。また場合によっては濫訴の弊を生じ、争訟制度そのものが円滑に機能することを困難にするかも知れない。しかし反面、このことをおそれるあまり執行の停止を全く認めないとすると、不服申立人が有利な判決を勝ち得ても、もはや権利の回復ができず、せっかく得た裁決も実効を伴わない場合も起こりうるであろう。

(中略)

異議審理庁又は国税不服審判所長は、必要があるときは、不服申立人の申立てにより、又は職権で徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することができる。なお、徴収を猶予された場合には、その猶予をされた期間のうちその国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に対応する延滞税の二分の一に相当する金額が免除される(法第63条第4項)

(徴収の猶予等をする場合とは、)「必要があると認めるとき」であり、実際には次の場合に徴収を猶予し、又は延滞処分の続行を停止するものとされている(異議通達105条関係2)。

(イ) 不服申立てに係る国税の全部又は一部につき取消が見込まれるとき。もっとも、処分の一部取消しに止まる場合には、猶予するのはその取消しが見込まれる部分の国税に限る。

(ロ) 右の(イ)に該当しないが、不服申立てに理由がないとも見込まれない場合において、不服申立人(納税者)の誠意や資力の状況からみて、徴収の猶予等をして徴収不足を生ずるおそれがないと認められるとき。

(ハ) 不服申立てにある程度理由があり、かつ、滞納処分を執行することにより納税者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

(前掲荒井勇代表編著『国税通則法精解』984～987頁)

なお、更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。)により納付すべき税額が減少した国税に係る過納金等については、その金額に年7.3%の割合を乗じて計算した金額を還付すべき金額に加算しなければならない規定がある(国税通則法第58条第1項)。

また、軽減後の延滞税及び還付金等の割合については、租税特別措置法第7章(特に94条及び95条)により、特例が定められており、各年の特例基準割合(上述参照)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする旨規定がある。

課徴金に係る延滞金について

国税通則法

第六十条 納税者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付しなければならない。

一～五 略

2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限（純損失の繰戻し等による還付金額が過大であつたことにより納付すべきこととなつた国税、輸入の許可を受けて保税地域から引き取られる物品に対する消費税等（石油石炭税法第十七条第三項（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付）の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）その他政令で定める国税については、政令で定める日）の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項並びに第六十三条第一項、第四項及び第五項（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）において同じ。）までの期間又は納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3 以下 略

第六十三条 1～3 略

4 第二十三条第五項ただし書（更正の請求と国税の徴収との関係）その他の国税に関する法律の規定により国税の徴収を猶予した場合には、その猶予をした国税に係る延滞税につき、その猶予をした期間のうち当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間（前三項の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。

5 以下 略

第百五条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人（不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

2 異議審理庁は、必要があると認めるときは、異議申立人の申立てにより、又は職権で、異議申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることができる。

3 略

4 国税不服審判所長は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、第四十三条及び第四十四条（徴収の所轄庁）の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長（以下この条において「徴収の所轄庁」という。）の意見をきいたうえ、当該国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することを徴収の所轄庁に求めることができる。

5 以下 略

課徴金に係る延滞金について

(参考2) 不法行為に基づく損害賠償債務に係る遅延利息について

最判昭和37年9月4日(民集16巻9号1834号)

本件は、被上告人らが上告人の不法行為によりこうむつた損害の賠償債務の履行およびこの債務の履行遅滞による損害金として昭和三一年一月二二日以降年五分の割合による金員の支払を求める訴訟であることが記録上明らかである。そして、右賠償債務は、損害の発生と同時に、なんらの催告を要することなく、遅滞に陥るものと解するのが相当である。したがって、これと同趣に出でた原判決は正当であるから、所論違憲の主張は前提を欠き、その他の論旨は、右と異なる見解に立つて原判決を攻撃するにすぎず、論旨はすべて採用できない。